

令和3年5月

お客さま各位

甲府信用金庫

残高1万円未満の口座解約における押印省略の取扱い開始について

このたび当金庫では、お客さまの利便性向上のため、預金残高が1万円未満の下記口座の解約手続きについて、届出印の押印に代えて運転免許証等の本人確認書類をご提示いただくことで届出印の押印を省略する取扱いを開始いたします。

記

1. 取扱い開始日

令和3年6月1日（火）

2. 対象となるお客さま

個人のお客さま、個人事業主のお客さま

3. 対象となる口座

預金残高が1万円未満の普通預金口座、貯蓄預金口座、納税準備預金口座

※ 投資信託の特定口座等、お取引の内容により対象とならない場合があります。

※ 総合口座通帳は定期預金の預入がない口座に限ります。

4. 押印省略の条件

次の（1）～（3）のすべてを満たす場合にお取扱いいたします。

（1）ご本人の来店

（2）通帳の提示（通帳レス口座の場合は通帳アプリの提示）

（3）運転免許証等の顔写真付本人確認書類の提示

以 上